

## 第3節 警戒宣言が発せられたときの対応措置

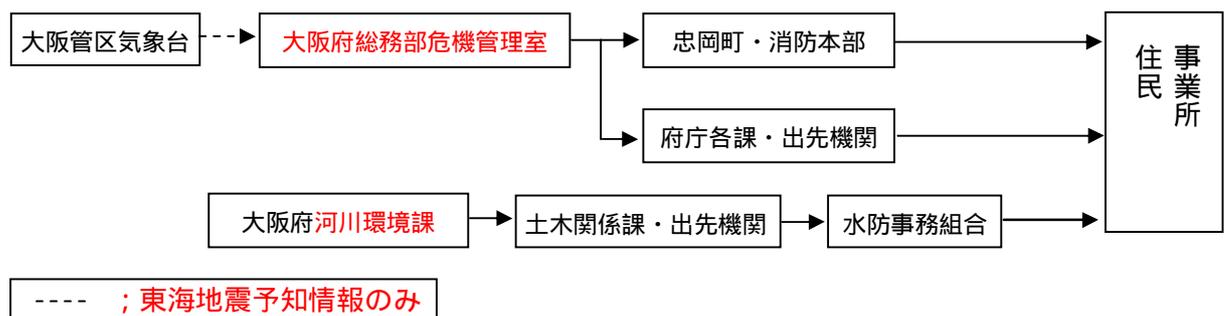
本町は、警戒宣言が発せられたときの社会的混乱の防止対策及び東海地震が発生したときの被害を最小限にするために講ずるべき事前の対策を進めるものとする。

### 第1 東海地震予知情報等の伝達

#### 1 職員に対する措置

東海地震予知情報が発表された場合や警戒宣言が発せられたときは、直ちに町長に報告するとともに、各部に伝達するものとする。伝達を受けた各部長は、速やかに職員にその内容を周知させ、併せて関係機関等へ伝達するなど適切な措置を講ずるものとする。

#### 2 伝達系統



#### 3 伝達事項

- (1) 東海地震予知情報
- (2) 警戒宣言
- (3) 警戒解除宣言
- (4) その他必要と認める事項

### 第2 警戒態勢の確立

本町は、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生するまで又は警戒解除宣言が発せられるまでの間、警戒活動を行う。

ただし、東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生する恐れもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続するものとする。

#### 1 地震災害警戒態勢の配備

- (1) 町長は、警戒宣言が発せられた場合、直ちに、地震災害警戒態勢をとるものとする。

(2) 地震災害警戒態勢の組織・運営の方法については、「第1部第1章第1節組織動員体制」に定める。

## 2 活動事項

### (1) 配備の確認

ア 活動体制区分及び所掌事務を再確認し、関係職員相互の連絡協調を徹底する。

イ 関係機関等との情報連絡を緊密にする。

### (2) 出動の準備

ア 職員は、地震発生時に備えて迅速に出動できる準備を整える。

イ 応急対策に必要な資機材・車両・燃料等の数量及び保管場所を確認し、資機材の機能点検・整備を行う。

### (3) 勤務時間外における留意事項

勤務時間外においては、動員配備された職員以外は、退庁後も所在地及び連絡方法を明らかにし、地震発生時の動員に備える。

### (4) 警戒活動

地震発生に備えて、次の措置を講ずる。

ア 迅速な消防活動ができるよう適切な措置を講ずるとともに、堤防決壊等による浸水に備えて水防活動を実施する。

イ 備蓄食料・医薬品、資機材の確保、点検を行う。

ウ 道路・河川等の巡回、点検を行う。特に危険が予想される箇所に係る住民については、本町は、関係機関と連携し、避難所等に事前に避難させる。

エ 生活物資の著しい不足、価格の異常な高騰が生じないように、必要な措置を講ずる。

オ 関係機関からの情報収集（交通機関の運行、医療機関の開設、電力、ガスの供給、生活必需品の供給、教育施設の対応等）を行う。

カ 要援護高齢者・障害者等の状況を把握する。

キ 出張事務等をできる限り抑制する。

ク 各所管施設の火気使用を制限及び危険物品等の整理を行うとともに、本町の所有する車両の使用を抑制する。

ケ 学校、医療機関、社会福祉施設等多数の者を収容する施設の管理者は、その社会的責任のある立場に立ち、利用者への的確な情報伝達を行い、混乱の防止と安全確保を図るための措置を講ずる。